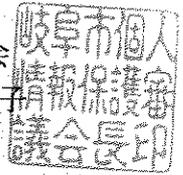


答 申 第 2 3 7 号
平成30年10月10日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 池田 紀子



保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第10条第3項の規定に基づき、平成30年10月1日付け岐阜市民市第240号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用について

(1) 事案の概要

市町村は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第1項の規定に基づき子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）を定めることとされている。

岐阜市では、幼児期の学校教育・保育及び子育て支援の充実を図るため、平成27年度から平成31年度までの5年間を第1期とする事業計画を策定したが、当該計画期間の満了に伴い、平成32年度を始期とする第2期事業計画（以下「次期計画」という。）を新たに策定する。次期計画の策定に当たり、幼児期の学校教育・保育及び子育て支援事業の現在の利用状況や今後の利用希望を把握する必要があることから、アンケート調査を実施する予定である。

については、岐阜市子ども・子育て支援に関するアンケート調査票を郵送する調査対象世帯の抽出及びタックシールの作成に当たり、市民生活部市民課が保有する住民基本台帳の情報を利用目的以外の目的のために利用する。

(2) 利用目的以外の目的のために利用する保有個人情報 調査対象世帯の子どもの氏名、住所及び郵便番号

2 意見

適当なものとする。